



発行
東京都

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定取消し……

……（福祉局生活福祉部保護課）……

○保安林の指定……（産業労働局農林水産部森林課）……

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）……

公告

○労働委員会規則に基づく公示による交付……

……（東京都労働委員会）……

正誤

○令和六年十一月二十七日付東京都規則第百八十号……

告示

●東京都告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第二項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機

関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

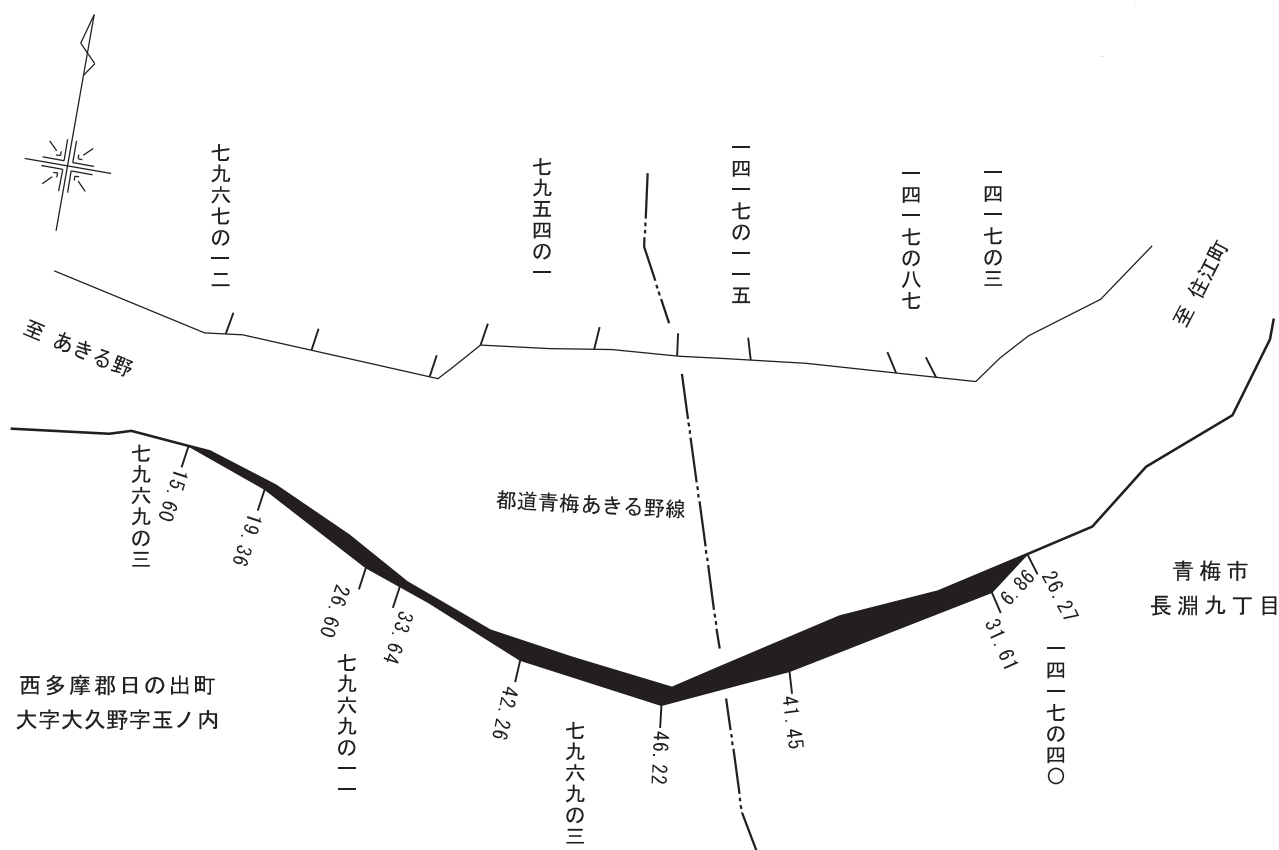
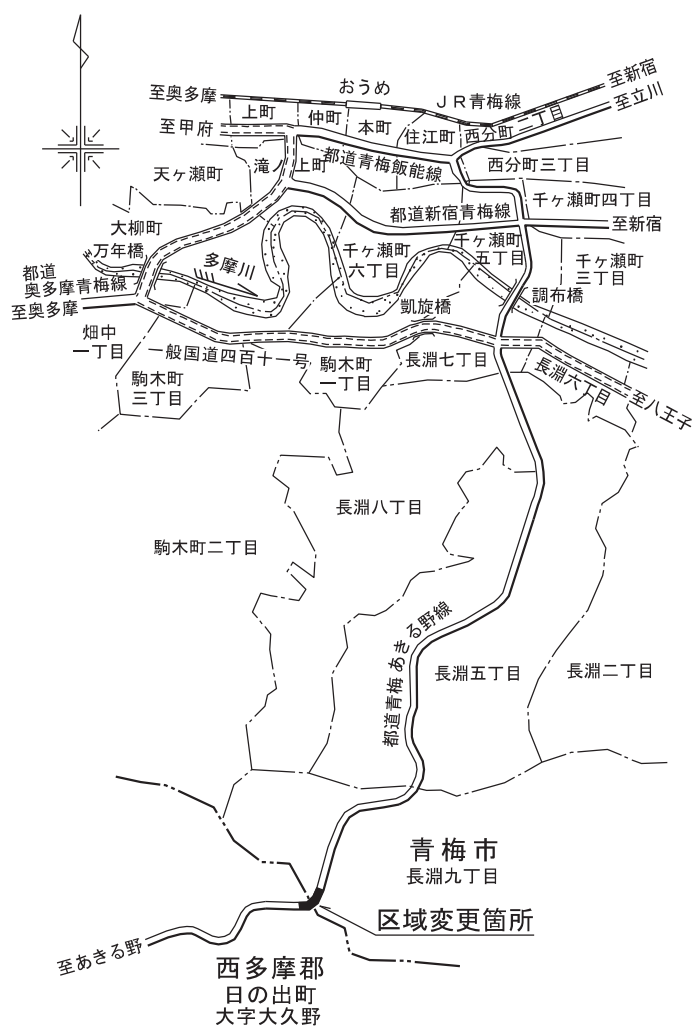
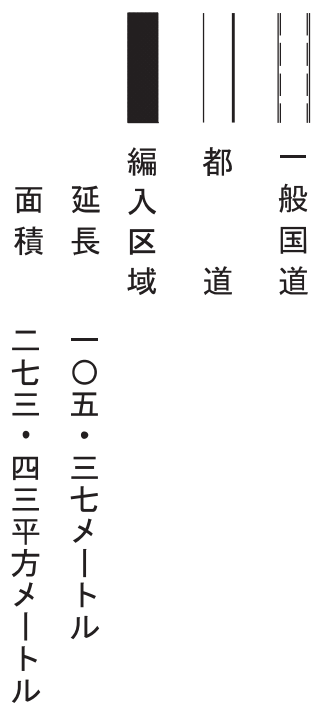
取消し
令和7年1月分
医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	医療法人社団デンタルスマイル会 デンタルオフィス 2 1	東京都目黒区三田2-1-9 MTビル1階	令和6年12月24日

●東京都告示第五十五号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和七年一月三十日 東京都知事 小 池 百合子 一 保安林の所在場所 三宅島三宅村伊豆五九〇番二（次の図に示す部分に限る。）、六二六番三 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。) ●東京都告示第五十六号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和七年一月三十日から起算して二週	間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和七年一月三十日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 青梅あきる野 二 変更の区間 青梅市長淵九丁目千四百十七番四十地内から西多摩郡日の出町大字大久野字玉ノ内七千九百六十九番三地内まで 三 変更の概要 別図表示のとおり	
---	--	--

都道青梅あきる野線区域変更略図

青梅市長淵九丁目、西多摩郡日の出町大字大久野



公 告

労働委員会規則に基づく公示による交付

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）
第19条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示
による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査
調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。
受領しないときは、令和7年2月13日の終了をもって書類
の交付があつたものとみなされる。

令和7年1月30日

東京都労働委員会
会長 團 藤 丈 士
記

- 1 事件名
都労委令和5年不第70号不当労働行為救済申立事件
(ウイנסター事件)
- 2 交付すべき書類
1 の事件に関する命令書
交付を受けるべき者
申立時の所在地 足立区竹の塚五丁目6番5号
被申立人 ウイנסター株式会社
代表取締役 廣田 彰人

正 誤

○令和六年十一月二十七日付東京都規則第百八十号

ページ一段一行一誤一正
二下後から八申請者又は申請者

行 発

東 京 都

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一

電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号 101-0051

